

**精神障害を持った者の求職に当たって必要とされている主治医の意見書等の取扱いの改善について
－当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－**

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、北海道労働局に対して、改善に向けたあっせんを行いました。

【端緒となった行政相談】

障害者雇用に係る求職活動をするためにハローワークに出向いたところ、担当者から障害の状況について問われたため、医師の診断書の原本を提示し、自分の疾患について説明した。

この診断書の原本は、今後、通院する病院に提出しなければならないことから、担当者に返却するよう求めたが、返却することはできないと言われた。ハローワークに提出した診断書の原本を返してほしい。

【制度の概要】

- 精神障害を持った者への職業紹介に当たり、ハローワークが障害の状況等を確認するために提出を求める書類は、「主治医の意見書」が原則（障害者職業紹介業務取扱要領）
 - 「主治医の意見書」は、i) 氏名等、ii) 病名等、iii) 障害の状態（現在の精神状態、症状の安定度、日常生活能力）、iv) 就労に関する事項（労働習慣の確立の程度及び今後の見込み、就労の可能性の有無や就労に際しての留意事項、労働能力の程度）、v) その他の参考となる意見を主治医が記載
- ⇒ 本件相談者は、「主治医の意見書」よりも診断書の方が安価に入手できるとして、ハローワークから診断書の提出でよいとされたもの

【当局の調査結果】

- 北海道内における精神障害者の新規求職申込件数は、年々増加し、平成28年度には、4,115件と10年前（平成19年度836件）の約5倍
- 当局が道内のハローワーク45か所のうち、障害者窓口が設置されているハローワーク38か所における「主治医の意見書」等の取扱いを調査
 - ① 「主治医の意見書」の提出しか認めていないハローワークは12か所、「主治医の意見書」に代えて、診断書の提出も認めているハローワークは26か所
 - ② 「主治医の意見書」又は診断書において、i) 病名と就労の可能性の有無が確認できればよいとしているハローワークが22か所、ii) 病名と就労の可能性の有無に加え、週当たりの就労可能日数を確認しているハローワークが8か所、iii) 「主治医の意見書」

に記載することとされている全ての項目を確認しているハローワークが 8 か所

⇒ 診断書の提出を認めているハローワークからその理由を聴取したところ、i) 求職者の経済的負担を考慮し、「主治医の意見書」よりも比較的安い料金で取得できる医師の診断書の提出を認めている、ii) 医師の診断書であっても病名や就労可能性が記載されていれば職業紹介は可能であり、記載内容に不足があっても、主治医に電話で確認すれば足りるとの見解

③ 診断書の提出を認めているハローワーク (26 か所) のうち、原本を返却しているハローワークが 21 か所、原本を返却していないハローワークが 2 か所、返却に当たり求職者が働ける状態であることを記載した念書を提出させるハローワークが 1 か所、上部機関に確認した上で返却の可否を判断しているハローワークが 2 か所

⇒ 診断書の原本を返却しているハローワークから聴取したところ、原本を返却しても、診断書を保管しておく必要がある場合は写しを保管しているので、紹介業務に支障はないとの見解

○ 北海道労働局では、上記のようにハローワークによって取扱いが異なっている理由について、「主治医の意見書」は、外見上、健常者と区別しづらい精神障害を持つ求職者について、ハローワークが病名や症状の安定度、就労の可能性を判断するために必要とされているものであるが、要領において、医師の診断書、意見書等の提出を強要しないよう留意することが求められているためとしている。しかしながら、同局では、i) 病名や就労の可能性の有無が確認できれば、「主治医の意見書」に代えて診断書による確認でも職業紹介は可能、ii) 診断書の写しを保管すれば、原本は返却しても紹介業務に支障はない、との見解

○ 当局が札幌市内及び旭川市内に所在する医療機関 (精神科又は心療内科) を抽出し、「主治医の意見書」や診断書の作成料金を聴取したところ、協力を得られた 23 医療機関の料金の平均額は、「主治医の意見書」が 3,904 円、医師の診断書が 2,770 円と約 1,100 円の差があり、医師の診断書のほうが比較的安価

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】



- ① i) 「主治医の意見書」よりも診断書の料金を安く設定している医療機関が多くみられること、ii) 診断書の提出を受けた場合でも、必要な情報が記載されていれば、適切に職業紹介業務が行われていることなどから、「主治医の意見書」の提出しか認めないとするハローワークにおいても、「主治医の意見書」に代えて診断書の提出を認めるなど、弾力的な対応をすべきではないか。
- ② 提出された医師の診断書について、原本を返却することによる支障も特段見当たらないことから、求めに応じて速やかに原本を返却する取扱いとすべきではないか。

【北海道労働局に対するあっせん要旨】



北海道労働局は、以下の点について、管内のハローワークを指導すること

- ① 精神障害を持った者への職業紹介業務に当たり、障害の状況等を確認するために提出を求める資料については、求職者の経済的負担を考慮しつつ、弾力的な対応を行うこと
- ② 提出された医師の診断書の原本について、求めがあれば、速やかに返却に応じること

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国11か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年8月から開催

[行政苦情救済推進会議の構成メンバー]

座長 曾根理之（弁護士）
中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）
原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）
宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）
西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所所長）
星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 はぎわら 萩原
電 話：011-709-1803（直通）
FAX：011-709-1842
E-mail：hkd32@soumu.go.jp